

御普請願書と絵図・地図を読む 解答

史料1 文政十二年（一八二九）九月

乍恐以書付を御訴奉申上候（凶作ニ付奈良堰御普請願）

（野中家文書No.四〇八三）

乍恐以書付を御訴奉申上候

①御知行所之儀當八月二日^(当)方三日迄之風雨烈敷引續^(続)、九日

夜方十日迄大雨烈風ニ有之、其節田方之儀者早稻方出穂ニ

相成居候故差障ニも可相成義、其後廿一日猶又風雨強

追々之變化故、其節利根川満水いたし耕地・窪地之場所^江

⑤押開、二、三日一圓^(円)ニ水冠り、晚稻田通出穂ニ差掛り元孕

之分者不残水腐いたし、瀬向之土地者一面ニ押伏又者作地

流失或者置砂等いたし候場所数多出来、立毛此節青実ニ

有之候処、折節冷氣^(気)ニおよひ実法り方無覚束奉存候、

畑方之儀ハ種蒔入之時節天氣打續候^(続)而雨露之養ひ

⑩曾而無之、大豆小物等ニ至迄悉生兼、其後日々雨□降續^(続)

畑作根虫生し自然与枯果候場所多分ニ而、既ニ此節村方

出作之者共騒立村役人方^江願出候ニ付、再應評義^(志)ニ及

見分之上夫々引方勘弁も申付候程之儀、稀成風雨

数度ニおよひ馴出水ニ付、田畑共立毛ニ差障可

⑮申儀追々実法方見届ケ御願可奉申上候得共、

村方方細々為知来候間、此段御訴奉申上置候、

⑰且奈良堰用水路之義荒川引入口方坎樋上迄

間数千三百間余之場所并筋・高河原^江砂利

押埋、或者井堰・洗堰元付式ヶ所押切并枝瀬

⑳ 切場所悉押破り、諸色杵・蛇籠^籠等不残流失

いたし、當時^當流水可仕手段無御座、最早不用水之

時節^ニ者候得共、組合村々之内先規方吞水取用

来り候村方必至与難渋^ニおよひ不用水之時節組合

之自力を以可や、堀立吞水引取候様仕候^ニ付、是以組合

㉕ 一統難義至極^ニ奉存候、来寅年用水引取之儀ハ迪茂

組合自普請^ニ者難及皆御入用御普請奉願度旨

追々組合申談有之由、此旨為知来り候、然ル処拙者在府

中^ニ付、前書之始末荒増御訴奉申上候間、此段

㉙ 御聞濟被成下置候様幾重^ニも奉願上候、已上

御知行所

文政十二丑年九月

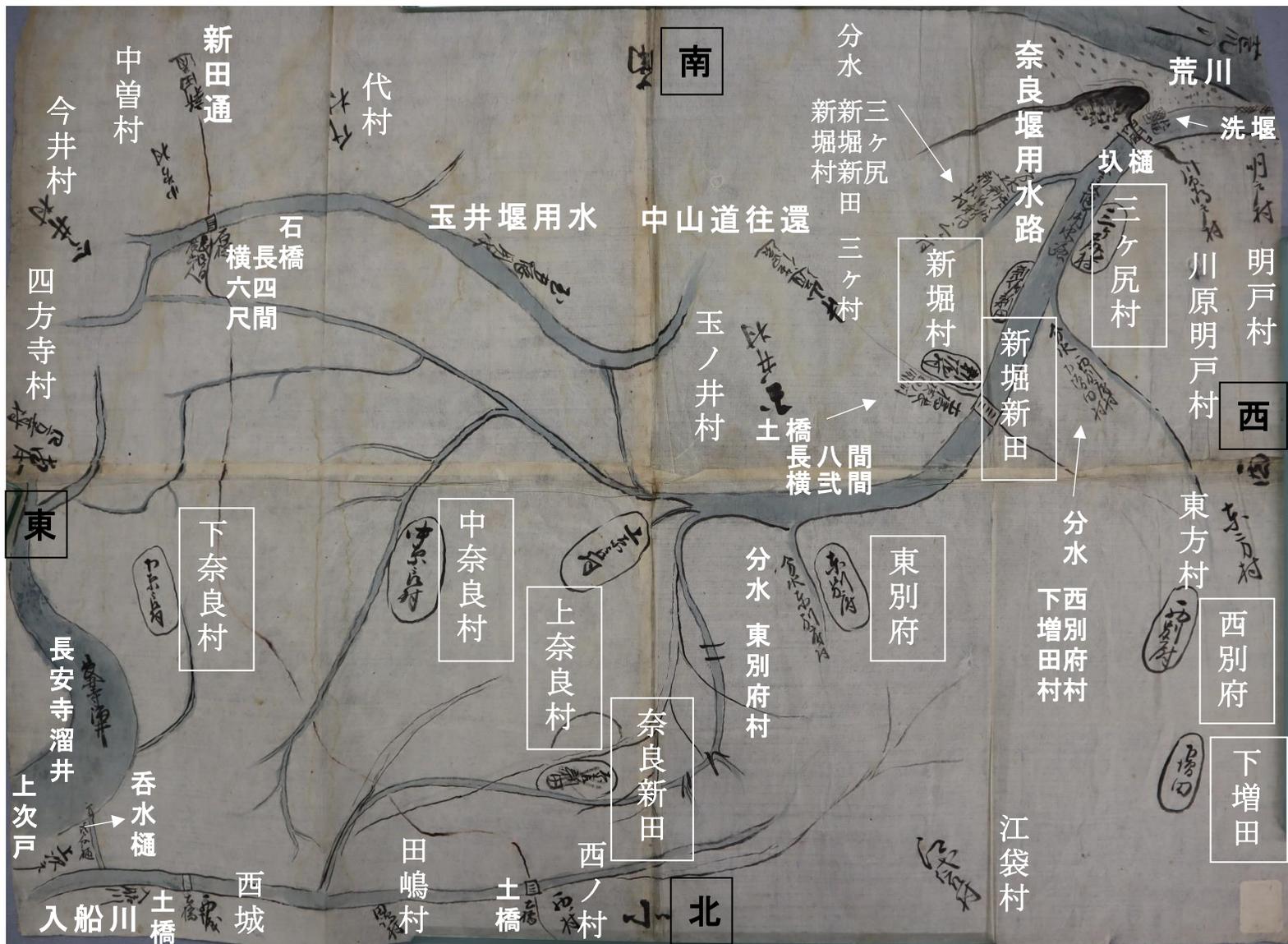
武州幡羅郡中奈良村

名主

野中彦兵衛

御地頭所様

御役人中様



史料2 「奈良堰用水路絵図」

〔野中家文書八二一四〕

【読み下し文】

恐れながら書付を以て御訴え申し上げ奉り候

①御知行所の儀(當)八月二日より三日迄の風雨烈しく引き

(続)續き、九日

夜方十日迄大雨烈風にこれあり、其の節田方の儀は早稲方
出穂に

相成り居り候故差し障わりにも相なるべき義、其の後廿一
日猶又風雨強く

追々の変化故、其節利根川満水いたし耕地・窪地の場所へ

⑤押開、二、三日一圓(田)に水冠り、晩稻田通出穂に差し掛かり
元孕み

の分は残らず水腐れいたし、瀬向きの土地は一面に押し伏
せ又は作地

流失或いは置き砂等いたし候場所数多く出来、立毛此の節
青実(氣)に

これあり候処、折節冷氣(氣)におよひ実法り方覚束なく存じ
奉り候、

畑方の儀は種蒔き入れの時節天氣(氣)打ち續(続)き候て雨露の
養ひ

⑩曾てこれなく、大豆小物等に至迄悉く生え兼、其の後日々

雨□降り續（続）き

畑作根虫生し自然と枯れ果て候場所多分にて、既に此の節
村方

出作の者共騒ぎ立て村役人方へ願出候に付、再應評義（應）に
及び

見分の上夫々引き方勘弁も申し付け候程の儀、稀成る風雨
数度におよひ馴れ出水に付、田畑共立毛に差し障わり

⑮ 申しべく儀追々実法り方見届け御願申し上げ奉りべく候
得共、

村方より細々知らせ来たり候間、此の段御訴え申し上げ奉
り置き候、

⑰ 且つ奈良堰用水路の義荒川引入口より塚樋上迄
間数千三百間余りの場所井筋・高河原へ砂利

押し埋まり、或いは井堰・洗堰元付式ヶ所押し切り並びに
枝瀬

⑳ べ切り場所悉く押し破り、諸色杵・蛇籠（籠）等残らず流失
いたし、當時流水仕るべき手段御座無く、最早不用水の
時節には候え共、組合村々之の先規より呑み水取り用い
来り候村方必至と難渋におよひ不用水の時節組合

の自力を以てべくや、堀り立て呑み水引き取り候様仕り候
に付、是れを以て組合

㊦ 一統難義至極に存じ奉り候、来寅年用水引き取りの儀はと
ても

組合自普請には及び難く皆御入用御普請願い奉りたき旨
追々組合申し談じこれある由、此の旨知らせ来り候、然る
処拙者在府中に付、前書の始末あらまし御訴申し上げ奉り
候間、此の段

㊦ 御聞き済まし成し下し置かれ候様幾重にも願い上げ奉り
候、已上

御知行所

文政十二丑年九月

武州幡羅郡中奈良村

名主

野中彦兵衛

御地頭所様

御役人中様